

## 新しい法曹養成制度をめぐって

仙台高等裁判所長官 相良朋紀

### 1 はじめに

この度の司法制度改革に伴い、新しい法曹養成制度の下での司法修習生の教育に微力ながら関与したので、その際に感じたことなどを思い付くままにお話しさせていただきたい。もちろん、これからお話しすることは全く私の個人的な感想で、責任ある立場を離れての気楽な意見にすぎない。

### 2 法曹養成数の問題について

法曹養成制度の変革は、法曹人口の大幅な変動により社会の大きな変化をもたらし、場合によっては訴訟社会を生みだしかねない危険をはらんでいることは御案内のとおりである。この危険が一度現実化すると、これを正すことは容易ではない。

現在、とりあえず3000人という養成数を暫定的に定め、それに向けて制度運用が始まったが、早くも養成数を更に増加すべしという意見が出て来た。それも大幅である。司法研修所では、3000人を無理なく教育することができるよう態勢を整えたが、仮にこれが3000人を超えることになっても現在の施設で運用次第で対応することは可能である。

しかしながら、2000人を超える現状の養成数でも、弁護士会が心配するとおり、既に就職できない者が相当多数いるという。この点をとらえて、養成数を逆に減少すべきとの声も大きくなって来た。

理想的な法曹必要数は確定的に分かるものではないが、現状で就職できないから過剰だというのはおかしいだろう。全員が既存事務所に吸収されるのでは意味がないのであって、弁護士過疎地域の解消、職域の拡大などを考えなければならない。だからといって、3000人では少ないという議論にも根拠はなさそうである。

当面の対応としては、3000人程度の養成数をしばらく続け、社会の様々な方面に法曹が浸透していく状況を見届けた後、必要な法曹数を冷静に検討すべきである。

### 3 法科大学院について

#### ・ 法科大学院の定員について

予想以上に設立された法科大学院の自然淘汰は期待することができるか。営利事業であれば利益が出ない限り成り立たないということになるが、法科大学院自体は元々経済的には赤字覚悟というところもあるとすると、利益だけの問題ではない。

司法試験に合格する者がいなければ、その大学院自体への応募者がなくなり、自然と定員が絞られるのではないかと、ということも考えられるが、優秀な学生を確保する様々な方策を取るところが多く、合格者ゼロワン校はごくわずかとなるだろう。

そこで、全法科大学院が3割定員を削減せよ、という解決策を唱える人もいるが、有力大学院は自然淘汰が先であるといつて応じることはないと思われる。

そうなると、司法試験の合格者数を増加させるべきであるという意見に戻ってきそうだが、それは本末転倒で正当性がない。結局のところ、よい解決策は当面見当たらないようで、司法試験の合格率は上がり、不合格者の人たちを社会でどのように吸収していくかという問題も解消できない状況がしばらく続くことになるのであろうか。

#### ・ 法科大学院教育の内容について

法曹養成数を飛躍的に増加させるに当たって、量の増大が質の低下をもたらさないようにする方策として、法科大学院の教育に期待がかけられたと思う。

法曹の質といっても種々の構成要素があり、法的知識はもちろん、事実認定能力、問題発見能力、法律適用能力、表現能力などからコミュニケーション能力、人格識見、公共の精神などに至るまで様々だ。ここでは一般に法律実務家として最低限度の能力と考えられるもの、漠然と事実に法律を適用して結論を見いだす能力といった点について、従来の司法修習生と新しい制度下における修習生とを比較してみると、司法研修所教官の間では、新制度になって能力的に上位の層は数的にもそれほど変化がなく、中間層がかなり増大し、下位層も数が増えるとともに質的にも下方に拡大している、という見方が多い。

ただ、法科大学院の名誉のために申し上げておくと、口頭表現能力は従来より進歩しているということである。法科大学院での双方向型授業の成果が現れている実例といってよい。その反面、書く力は前より落ちているのではないか、という意見もある。

法科大学院の教育の問題点として司法研修所の教官が指摘することに、実体法の知識の不足ということがある。法科大学院は、元々これまで狭い範囲で考えられてきた法曹実務家の知識・能力を幅広くとらえ、これに対処できる法曹を養成しようという理想に基づいて設置されたという性格を有し、したがって、そこでの法律実務家養成教育の範囲は、飛躍的といってもよいくらい広がったように思う。その長所を殺さないで、これまでのような法的知識を獲得するにはどうしたらよいか、今後の検討課題であろう。

#### 4 司法修習生に対する教育について

##### ・ 修習期間の短縮と前期修習の廃止

法科大学院の設置により、実務への導入教育として実施されてきた司法研修所における前期修習が廃止され、その教育内容は法科大学院で実施されることになった。ところが、この導入教育は例えば要件事実教育を例に挙げて見ても、法科大学院によってその内容に乖離が激しく、難しすぎるどころからほとんどやらないに等しいところまであるようである。これを司法研修所で統一していくのは筋違いであって、基本的には法科大学院の責任と考えるのが新制度の趣旨にかなうものと思われる。徐々に解決されていく問題と考えられるが、法科大学院の今後の課題の一つであろう。

##### ・ 実務教育の変化

新制度の下においては、修習生の数が飛躍的に伸びるため、従来のようなマンツーマン方式による濃密な実務指導はできなくなる。これに対処するため司法研修所では、地域別クラス編成と教官の出張講義、各分野に共通する基礎的事項に絞り込んだ教育を心掛けること、などの工夫をしながら、法廷実務能力を備えた法曹の質の維持を図っている。さらには、その成果の検証であり、最後の資格認定である2回試験はこれまでと同様、厳格に行っていくべきであろう。

法曹の仕事の幅が拡大し、専門化、特殊化が進んでいけば、これまでのように訴訟実務に限局された分野を重視する必要はなく、一定の試験さえ合格すれば広く法曹資格を与え、それぞれの分野で活動させればよい、という意見もあり得よう。しかし、これまで我が国で培ってきた法廷活動ができる法曹の質を維持しながら、その数を必

要な範囲で増加させることが望ましいのであって、実務修習とそのまとめとしての司法研修所における集合研修は、将来的にも是非とも維持されるべき制度である。